

# 災害廃棄物の処理について

2011 年 10 月

廃棄物・リサイクル対策部

## 【目次】

1. 災害廃棄物の処理について	1
2. 災害廃棄物の処理に向けたスケジュール	3
3. 沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況	5
4. 災害廃棄物の進捗状況（岩手県・宮城県・福島県）	7
5. 災害廃棄物処理特別措置法の概要	11
6. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業	13
7. 環境省現地災害対策本部の体制図	15
8. 環境省職員・研究者・技術者チームの巡回訪問	17
9. 災害廃棄物の広域処理体制の整備について	21

# 災害廃棄物の処理について

今回の震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生（岩手県：約508万トン、宮城県：約1,584万トン、福島県：約228万トン、3県合計：約2,300万トンと推計。各県において1年で排出される一般廃棄物の量と比較すると、岩手県：約11年分、宮城県：約19年分、福島県：約3年分、3県合計：約11年分の廃棄物量に相当。）。被災地復興のためには、この災害廃棄物の円滑な処理が必要不可欠であることから、以下のような取組を実施。

なお、災害廃棄物の処理は基本的に市町村が実施することとなるが、地方自治法に基づき県に委託することが可能。

## ①財政上の措置

廃棄物処理法に基づき市町村が行う災害廃棄物の処理事業（県が市から事務委託を受ける場合を含む。）について、特例的措置として、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）による補助率の嵩上げ及びグリーンニューディール基金の活用により国の実質負担額を平均95%とするとともに、残る地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置。

## ②処理支援体制の整備

### ○「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」を設置

関係省庁による連携・支援体制等を確保。（座長：環境大臣政務官）。

### ○3県（岩手、宮城、福島）において「県災害廃棄物処理対策協議会」を設立

県、市町村、国の出先機関、関係業界団体等をメンバーと、県レベルでの関係者の協力体制を確保。

### ○各自治体及び関係団体に対し、協力を要請

### ○災害廃棄物の処理に関する人的・技術的支援

被災3県に対し、契約面や技術面での支援ができるよう、環境省職員（各4名）・コンサルタントの派遣・常駐、巡回訪問等を実施。また、本省職員を被災自治体に派遣し、補助金の概算払に必要な災害報告書の作成のサポートを実施。

## ③災害廃棄物処理に係る法令上の措置等

### ○東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

※損壊家屋等の撤去等について、法律的観点から指針をとりまとめたもの。

### ○廃棄物処理法に係る特例措置

- ・産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる都道府県知事への事前届出について、届出期間を短縮
- ・コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場において埋立処分する場合の手続の簡素化
- ・被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例

### ○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法の公布・施行

※国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める。

### ○その他、被災した自動車、家電リサイクル法対象品目、パソコン、アスベストやPCB廃棄物等の有害廃棄物の扱い等について、各自治体に周知

## ④災害廃棄物処理に係る指針の策定

### ○東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（5月16日）

※主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてまとめたもの

## 災害廃棄物の処理に向けたスケジュール（マスタープランによる）

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1. 避難施設・居住地の近傍の廃棄物（生活環境に支障が生じる廃棄物）等の処理	<p>仮置場の確保</p> <p>収集</p> <p>中間処理</p> <p>最終処分</p> <p>木くず、コンクリートくずの再生利用</p> <p>劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定</p>									
2. 上記以外の廃棄物の処理	<p>仮置場の確保</p> <p>収集</p> <p>中間処理</p> <p>最終処分</p> <p>木くず、コンクリートくずの再生利用</p> <p>劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定</p>									
3. 地域の実情に応じた処理体制の整備	<p>廃棄物量調査</p> <p>処理実行計画策定</p> <p>進捗管理</p> <p>協議会の設置・運営</p>									
4. 処理の推進に向けた支援	<p>マスタープラン策定</p> <p>国、研究所等による支援 （財政的支援、損壊家屋等の撤去等に関する指針、 損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）、各種事務連絡等）</p>									

沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

平成23年10月18日

県	市町村	県への事務委託 <sup>注1</sup>	がれき推計量 <sup>注2</sup> (千t)		仮置場への搬入状況			平成23年8月 目標の達成状況 <sup>注4</sup>	撤去率	平成24年3月目標の 達成状況 <sup>注4</sup>
			うち家屋等解体によるがれき推計量 (解体済のものを含む)	仮置場設置数	仮置場面積 (ha)	搬入済量 <sup>注3</sup> (千t)	居住地近傍にある災害廃棄物の搬入状況 <sup>注5</sup>	解体を除いたがれき推計量に対する搬入済量の割合 (%)	がれき推計量に対する搬入済量の割合 (%)	
岩手県	洋野町(ひろのちよう)		* 15	3	1	3.0	15	◎	100%	100%
	久慈市(くじし)		* 96	20	4	5.0	96	◎	100%	100%
	野田村(のだむら)	有	* 140	10	8	6.0	140	◎	100%	100%
	普代村(ふだいむら)		* 19	-	2	2.0	19	◎	100%	100%
	田野畑村(たのはたむら)	有	* 86	20	3	4.0	86	◎	100%	100%
	岩泉町(いわいずみちよう)	有	* 42	5	1	4.0	42	◎	100%	100%
	宮古市(みやこし)	有	* 715	140	11	30.0	645	◎	100%	90%
	山田町(やまだまち)	有	* 399	40	16	17.0	302	◎	84%	76%
	大槌町(おおつちちよう)	有	* 709	40	17	31.0	589	◎	88%	83%
	釜石市(かまいしし)		762	400	11	19.0	309	◎	86%	41%
	大船渡市(おおふなとし)		756	130	19	24.0	469	◎	76%	62%
	陸前高田市(りくぜんたかたし)	有	* 1,016	90	14	83.0	926	◎	100%	91%
計		4,755	898	107	228	3,638		91%	77%	
宮城県	仙台市(せんだいし)		1,352	450	11	110.9	1,028	◎	100%	76%
	石巻市(いしのまきし)	有	6,163	4,700	24	95.0	1,961	◎	100%	32%
	塩釜市(しおがまし)	有	* 251	100	3	5.0	236	◎	100%	94%
	気仙沼市(けせんぬまし)	有	1,367	330	20	43.1	1,012	◎	97%	74%
	名取市(なとりし)	有	* 636	50	4	12.3	589	◎	100%	93%
	多賀城市(たがじょうし)	有	* 550	401	15	20.2	199	◎	100%	36%
	岩沼市(いわぬまし)	有	520	90	18	26.5	479	◎	100%	92%
	東松島市(ひがしまつしまし)	有	1,657	1,300	6	53.8	932	◎	100%	56%
	亘理町(わたりちよう)	有	* 1,267	10	4	41.8	1,185	◎	95%	94%
	山元町(やまもとちよう)	有	533	340	24	56.7	407	◎	100%	76%
	松島町(まつしままち)		* 43	27	5	4.1	24	◎	100%	56%
	七ヶ浜町(しちがはままち)	有	333	50	3	10.2	258	◎	92%	77%
	利府町(りふちよう)		* 15	10	4	1.4	8	◎	100%	55%
	女川町(おながわちよう)	有	444	251	5	6.1	218	◎	100%	49%
	南三陸町(みなみさんりくちよう)	有	* 560	260	28	18.7	322	◎	100%	58%
計		15,691	8,369	174	505.7	8,858		99%	56%	
福島県	いわき市(いわきし)		* 880	160	18	23.8	457	◎	63%	52%
	相馬市(そうまし)		* 217	20	1	9.4	188	◎	94%	87%
	南相馬市(みなみそうまし)		640	30	9	46.0	396	◎	65%	62%
	新地町(しんちまち)		167	5	6	9.0	80	◎	50%	48%
	広野町(ひろのまち)		25	10	1	2.7	2.5	◎ <sup>注6</sup>	17%	10%
	楢葉町(ならはまち)		58	-	-	-	-	-	-	-
	富岡町(とみおかまち)		49	-	-	-	-	-	-	-
	大熊町(おおくままち)		37	-	-	-	-	-	-	-
	双葉町(ふたばまち)		60	-	-	-	-	-	-	-
	浪江町(なみえまち)		147	-	-	-	-	-	-	-
	計		2,280	225	35	90.9	1,124		55%	49%
	合計		22,726	9,492	316	825	13,620		90%	60%

注1) 県への事務委託: 主に仮置場搬入後の処理について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき事務の委託を行っている場合は「有」と記載。

注2) がれき推計量: 衛星画像を用いて浸水区域を特定し、これをもとに、環境省において津波により倒壊した家屋等のがれき量を推計したもの。なお、がれきの仮置場への搬入が概ね終了している市町村等については、搬入済量を基にして推計したがれき量を計上(該当の市町村には\*印)。

注3) 搬入済量: 平成23年10月17日現在で県を通じて把握がなされた仮置場への搬入済量を集計したもの。なお、この搬入済量には、家屋等解体により発生したがれきで撤去が完了したもの及び農地等のがれき撤去に付随して搬入された津波堆積物も含まれている。

注4) 災害廃棄物の仮置場への移動スケジュール: 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)(平成23年5月16日事務連絡)において、生活環境に支障が生じうる災害廃棄物(例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物)は、平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動すること、その他は、平成24年3月末を目途に移動することを目標としている。

注5) 居住地近傍にある災害廃棄物の搬入状況: 現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物の仮置場への搬入がほぼ完了している市町村について「◎」を記載。

注6) 福島県広野町における居住地近傍にある災害廃棄物の搬入状況: 広野町は、9月30日付けで緊急時避難準備区域が解除されたものの、現在、住民が生活を営んでいる場所は町内のごく一部に限られており、この地域における居住地近傍の災害廃棄物の撤去は概ね完了している。

# 1. 災害廃棄物処理の進捗状況(岩手県)

## ＜災害廃棄物撤去の進捗状況＞

➢10/17現在、県下の13市町村において、合計108箇所の仮置場を設置済。設置面積は約228ha。

➢10/17現在、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計約364万tであり、災害廃棄物推計量約476万tの約77%。解体を除いた災害廃棄物の撤去率は約91%。

➢すべての市町村で現在住民の生活している場所の近くの災害廃棄物を仮置場へ概ね搬入。家屋等の解体を含めたその他の災害廃棄物の撤去を実施中。



(県内の仮置場設置状況)



(撤去前と撤去後(宮古市))

## ＜中間処理以降の進捗状況＞

- 山田町では、6月半ばから、ボード会社へ木くずチップを燃料及びボード原料として売却。
- 野田村から委託を受けた県はコンクリートがらをリサイクルするため、7月から9月にかけて3,000m<sup>3</sup>を業者へ引き渡し。
- 山田町、釜石市、大船渡市では、7月より金属くずを売却。
- 陸前高田市及び大船渡市では、太平洋セメント大船渡工場において、11月上旬よりセメント生産再開にあわせ処理を実施予定。
- 県、東京都及び東京都環境整備公社の3者で協定を9月30日に締結、東京都が宮古市の災害廃棄物を受け入れる予定。

## ○災害廃棄物処理の実行計画等について

- 6/27に実行計画、9/8に詳細計画を公表。
- 9/16に宮古地区内において今後設置する予定の仮設焼却炉の賃貸借契約(95t/日)を締結(株タクマ)。
- 10/1に釜石市旧清掃工場を利用した処理業務の委託契約(109t/日)を締結(新日鉄エンジニアリング(株))
- 10/14に宮古地区、山田地区及び大槌地区の破碎・選別等業務委託の受託予定者を決定(宮古地区:鹿島建設(株)代表特定JV、山田地区:(株)奥村組代表特定JV、大槌地区:(株)竹中土木代表特定JV)。受託予定者が破碎機等の設置許可を取得後、契約予定。

### ➢スケジュール

災害廃棄物の撤去:平成24年3月末まで  
処理:平成26年3月末まで

- 2次仮置場候補地(6か所:宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)
- 県外への広域処理も実施予定。柱材・角材650t/日、可燃物41t/日、不燃物104t/日。現在マッチング実施中。
- 釜石市では、本格実施に先立ち、一部地域において3.8万tの処理を実施中(産業振興・鹿島・タケエイJV)。

## ※災害廃棄物撤去に係る地元雇用状況

- 9/20現在、県内の各市町村において、合計約4,700人の地元住民の雇用が見込まれている(うち約4,200人が雇用済)。



## 2. 災害廃棄物処理の進捗状況(宮城県)

### <災害廃棄物撤去の進捗状況>

➢10/17現在、県下の33市町村において合計233箇所の仮置場を設置済。設置面積は約582ha。

➢10/17現在、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計で約886万t。災害廃棄物推計量約1,569万tの約56%。解体を除いた災害廃棄物の撤去率は約99%。



➢すべての沿岸市町村で現在住民の生活している場所の近くの災害廃棄物を8月末までに仮置場へ概ね搬入するという目標を達成。家屋等の解体を含めたその他の災害廃棄物の撤去を実施中。

➢農地の災害廃棄物撤去については、仙台市では7/1より実施。また、名取市、山元町等では、県に委託し、12月末までに撤去完了予定。

(石巻市内の災害廃棄物の撤去状況)



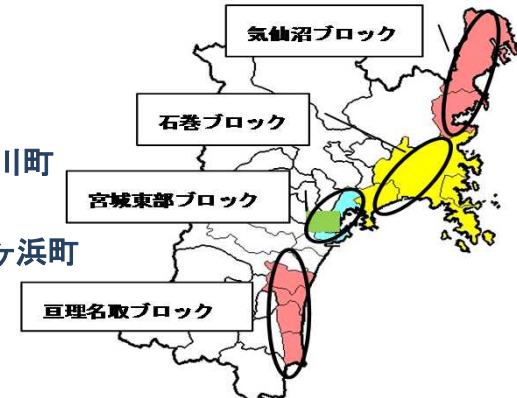
### <中間処理以降の進捗状況>

- 石巻市の一次仮置場に搬入された災害廃棄物のうち木くずについて、7/15から市内リサイクル業者(セイホク)において受入実施(400t/日。)9/14から廃木材受入れのため、日本製紙(株)石巻工場において受入開始(3万t/3カ月。バイオマスプラント燃料)。
- 気仙沼市では、山形県村山市の民間の木質バイオマス発電所の発電機の燃料用途として木くずを搬出。
- 仙台市ではコンクリートがらを破砕して再資源化を行う計画、石巻市では石巻市工業港の造成に利用する計画あり。
- 女川町等では金属くずを売却。

### ○災害廃棄物処理の実行計画等について

- 8/4に災害廃棄物処理実行計画(第一次案)を公表。
- 石巻ブロックの災害廃棄物処理については、鹿島建設(株)を代表とする特定JV(9社)と9/16業務委託契約を締結。  
10/1県は施工・運営管理等のため震災廃棄物石巻事務所を石巻合同庁舎内に新設。
- 亘理名取ブロックについては、災害廃棄物処理業務審査の結果、以下の業者を代表とする特定JVを受託候補者に特定し10/3仮契約締結。(名取処理区:西松建設(株)代表特定JV(5社)、岩沼処理区:(株)間組代表特定JV(5社)、亘理処理区: (株)大林組代表特定JV(7社)、山元処理区: (株)フジタ代表特定JV(7社) )。
- スケジュール  
平成23年9月~12月:造成・プラント建設  
平成24年1月以降:プラント試運転、プラント稼働、最終処分  
平成26年3月末まで:二次仮置場撤去・復旧事業完了

- ①気仙沼ブロック  
気仙沼市、南三陸町
- ②石巻ブロック  
石巻市、東松島市、女川町
- ③宮城東部ブロック  
塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町
- ④亘理名取ブロック  
名取市、岩沼市、亘理町、山元町



➢仙台市では、仮設焼却炉を3か所設置(合計480t/日)。10/1から2か所の焼却施設より焼却処理を開始。

### ※災害廃棄物撤去に係る地元雇用状況

➢9/20現在、県内の各市町村において、合計約5,300人の地元住民の雇用が見込まれている(うち約5,000人が雇用済)。

### 3. 災害廃棄物処理の進捗状況(福島県)

#### ＜災害廃棄物撤去の進捗状況＞

➢10/17現在、県下の30市町村において、合計120箇所の仮置場を設置済。10/17現在で確認できている設置面積は約123ha。

➢10/17現在、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計で約112万tであり、災害廃棄物推計量約228万tの約49%。解体を除いた災害廃棄物の撤去率は約55%。

➢警戒区域を除くすべての市町村で現在住民の生活している近くの災害廃棄物を8月末までに仮置場へ概ね搬入するという目標を達成。家屋等の解体を含めたその他の災害廃棄物の撤去を実施中。



(県内の仮置場設置状況)

(相馬市内の災害廃棄物の撤去状況)



#### ＜中間処理以降の進捗状況＞

➢いわき市では、現在、1次仮置場内で分別作業及び家電製品の搬出を実施中。

➢相馬市では、中間処理業務についてプロポーザル方式により事業者を選定するなどし、現在、中間処理ヤード(作業スペース)の整備を実施中。

➢南相馬市では、現在、1次仮置場内で分別作業及び家電製品の搬出を実施中。

#### ○福島県の放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の取扱いについて

➢福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについてとりまとめ、公表(5/2)。

➢第1回災害廃棄物安全評価検討会を実施(5/15)。中通り地方の10町村の処分の再開について公表(5/27)。

➢第3回災害廃棄物安全評価検討会を実施、中通り、浜通り(避難区域等を除く)の処理方針(可燃物の焼却についての処理方針、焼却に伴って発生する主灰及び飛灰についての取扱い等について)を決定(6/19)。

➢福島市内で関係市町村等に対し、これらについて説明会を開催(6/23)。

➢第6回災害廃棄物安全評価検討会を実施(8/27)。検討会を踏まえ、8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について通知(8/31)。

➢放射性物質汚染対処特措法の公布・一部施行(8/30)。

➢第8回災害廃棄物安全評価検討会を実施(10/10)。

#### ※災害廃棄物撤去に係る地元雇用状況

➢9/20現在、県内の各市町村において、合計約290人の地元住民の雇用が見込まれている(うち約270人が雇用済)。



# 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法の概要

## 趣旨

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める。

## 主な内容

### (1)国の責務：迅速・適切な処理を図る

国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、

- ① 市町村及び都道府県に対し必要な支援を行う。
- ② 災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、これに基づき必要な措置を講ずる。

### (2)災害廃棄物の処理に関する特例：市町村の処理の代行

環境大臣は、震災により甚大な被害を受けた市町村の長から要請があり、

- ① 当該市町村の災害廃棄物の処理の実施体制
- ② 災害廃棄物の処理に関する専門的な知識・技術の必要性
- ③ 災害廃棄物の広域的な処理の重要性

を勘案して必要があると認められるときは、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うものとする。

### (3)費用の負担等：市町村負担の軽減

- 環境大臣が災害廃棄物の処理を代行する場合、処理に要する費用のうち、市町村が自ら災害廃棄物の処理を行った場合に国が市町村に交付すべき補助金の額を除いた額を市町村の負担とする。
- 国は、市町村が災害廃棄物の処理に当たって負担する費用（国が処理を代行する場合の市町村負担分も含む。）について
  - ① 必要な財政上の措置を講ずる。
  - ② ①のほか、地域における持続可能な社会の構築や雇用の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずる。

### (4)国が講ずべき措置：6つの措置を明文化

国は、災害廃棄物の処理に関して、

- ① 災害廃棄物に係る仮置場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請等
- ② 再生利用の推進等
- ③ 災害廃棄物処理に係る契約の内容に関する統一的指針の策定等
- ④ アスベストによる健康被害の防止等
- ⑤ 海に流出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理等
- ⑥ 津波堆積物等の災害廃棄物に係る感染症・悪臭の発生の予防・防止等の必要な措置を講ずる。

## 検討条項

国は、市町村の負担する費用について、国と地方を併せた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

# 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

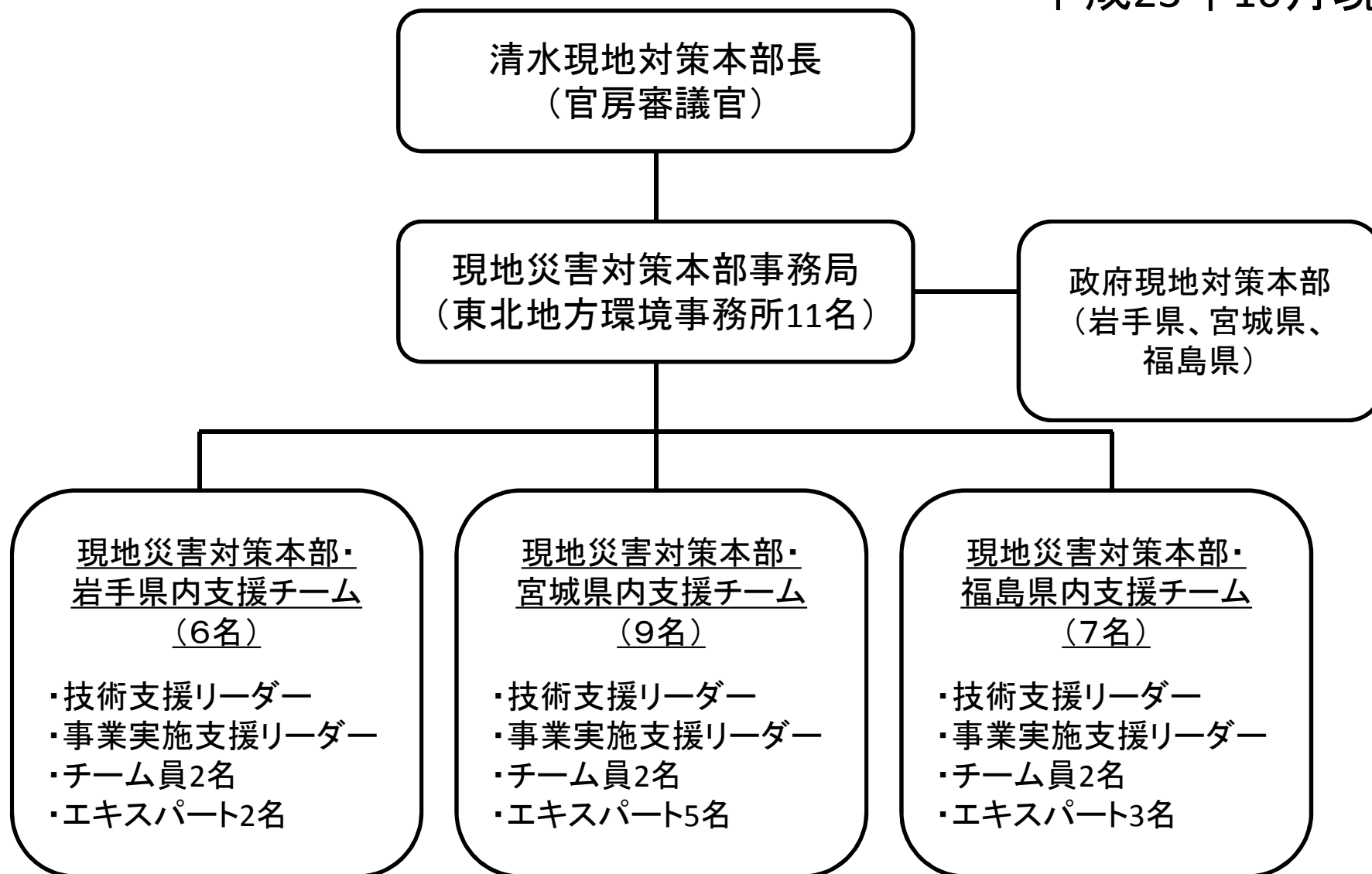
市町村(一部事務組合を含む)がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

対象	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災		
	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーンニューディール基金	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置、残余の5%については特別交付税措置	同左	地方負担分の95%について特別交付税措置

通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューディール基金を活用することで、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

# 環境省現地災害対策本部の体制図

平成23年10月現在



# 環境省職員・研究者・技術者チームの巡回訪問(第1回)

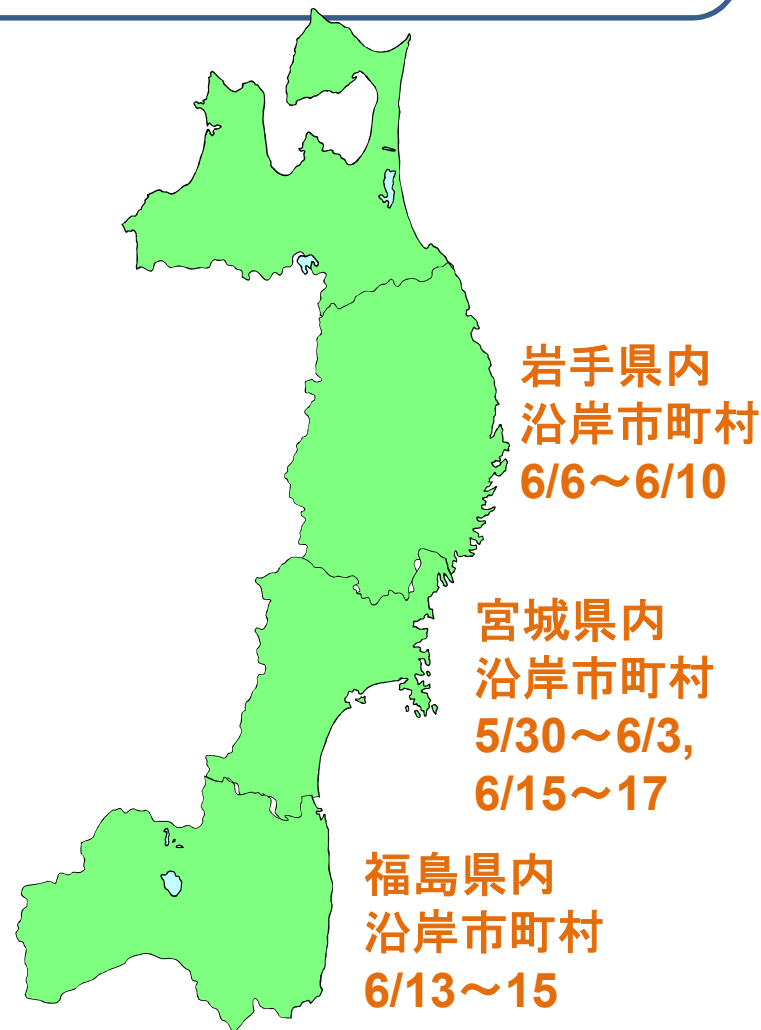
「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」(緊急災害対策本部決定)や「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」を踏まえた災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、環境省職員(技術系、契約系)、研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施する。

## ○内容

- ・被災地の現状調査(特に仮置場への搬入状況、仮置場での分別状況)
- ・被災地における処理のスケジュールの確認(「生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物」の対象地域、災害廃棄物量及び撤去のスケジュールの確認等)
- ・処理に係る問題点の把握(当面の取組方針やマスタープランに基づく処理を行う上での課題、特に分別の状況)
- ・全国の廃棄物処理に係る人材、機材、処理施設等に関する支援のニーズ
- ・上記を踏まえた円滑かつ迅速な処理の推進に関する助言
- ・円滑かつ迅速な処理に関するグッドプラクティスの把握

## ○巡回訪問のスケジュール

初回は右記の通り、その後、8月までは月1回、以降は3ヶ月に1回程度を目途として実施。



## 環境省職員・研究者・技術者チームの巡回訪問（第2回）

「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」（緊急災害対策本部決定）や「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を踏まえた災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施する。

### ○内容

第1回目のフォローアップを行うとともに、廃棄物処理の段階が現場撤去から二次処理に移行しつつあることにかんがみ、二次処理以降（二次仮置き場、破碎分別、焼却、埋立、リサイクル）の課題に重点を置いて、各市町村等へのヒアリングを実施する。

#### （今回新規事項）

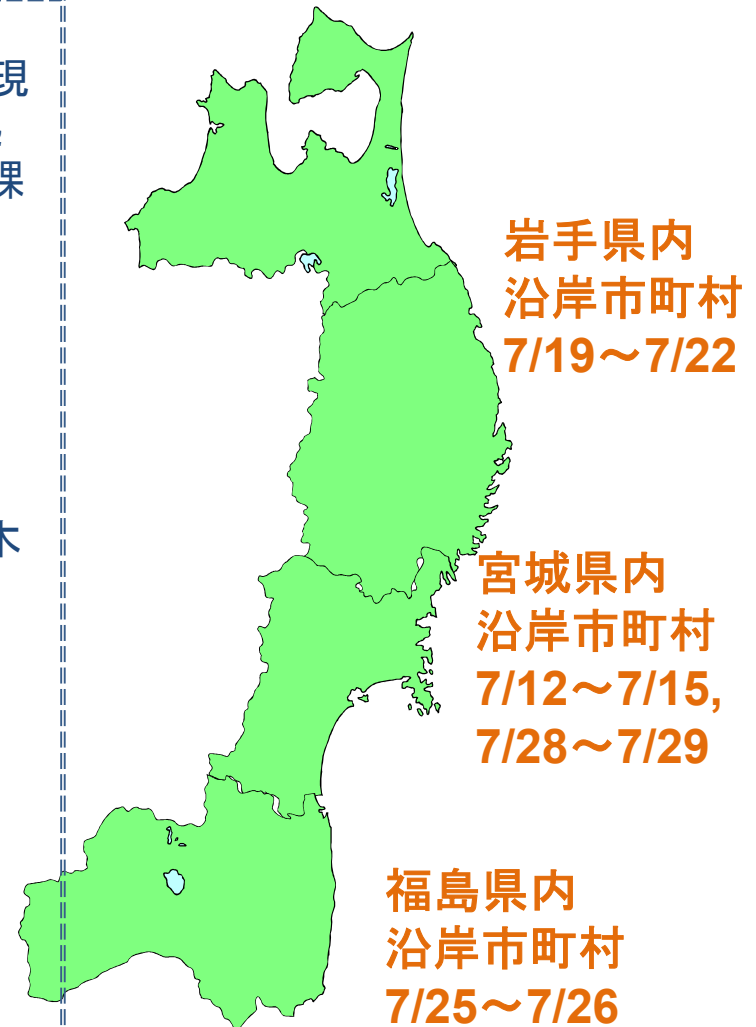
- ・二次処理以降を含めた予算化・契約の状況
- ・災害廃棄物の出口戦略（どこの焼却施設を使うのか等）、出口戦略に合わせた分別・破碎などの前処理のやり方
- ・域内処理の可能性（リサイクル業者、セメント、製紙、ボード、木質チップ燃焼など）と広域処理（県外処理）の調整状況
- ・県と市町村の調整状況

### ○巡回訪問のスケジュール

第2回目は右記の通り、その後、8月に1回、以降は3ヶ月に1回程度を目途として実施予定。

### ○延べ人数

岩手県：42人日、宮城県：49人日、福島県：25人日





## 環境省職員・研究者・技術者チームの巡回訪問（第3回）

「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」（緊急災害対策本部決定）や「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を踏まえた災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施する。

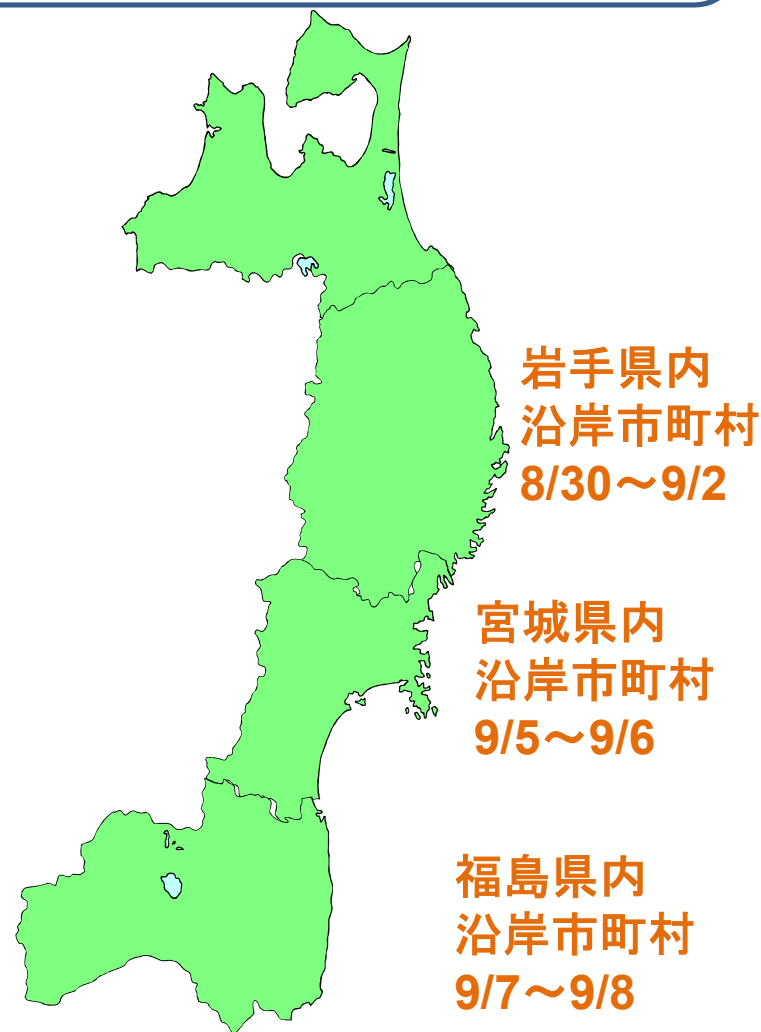
### ○内容

東日本大震災による災害廃棄物については、8月末までに居住地近傍にある災害廃棄物の一次仮置場への搬入が完了する予定であり、今後は、現場撤去から、本格的な中間処理、広域処理、再生利用及び最終処分へと移行する段階となっている。ただし、広域処理等を進めるにあたっては、受け入れ先自治体及び住民からの放射性物質による汚染に対する懸念に応えていく必要がある。

そこで、第3回の巡回訪問では、これまで実施した巡回訪問のフォローアップを行うとともに、中間処理以降（二次仮置き場、破碎分別、焼却、埋立、広域処理、再生利用及び放射性物質による汚染への対応）の課題に、より重点を置いて、巡回訪問を実施する。

### ○巡回訪問のスケジュール

第3回目は右記の通り。以降は3ヶ月に1回程度を目途として実施予定。



## 災害廃棄物の広域処理体制の整備について

### 受入処理可能量の状況について

※ 4月8日付けで近藤副大臣名で要請。  
(被災県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)・沖縄県以外の  
42都道府県に依頼)

- 全国42都道府県、572市町村・一部事務組合等から受入表明をいただいている。
  - 焼却 全国受入処理可能量は、 年間最大 約293万トン
  - 破砕 全国受入処理可能量は、 年間最大 約 85万トン
  - 埋立 全国受入処理可能量は、 年間最大 約110万トン

### 広域処理体制の調整状況について

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、岩手県、宮城県内の災害廃棄物の放射性物質による汚染を危惧する意見も寄せられており、慎重な対応が必要。  
特に、自治体間協力による広域処理を進めるためには、災害廃棄物を受け入れる側の自治体の理解が重要。
- このため、被災地側では放射性物質の濃度測定等を行うとともに、受入側自治体も被災地に職員を派遣して放射性物質の濃度測定に立ち会うなど、安全を確認するための調整が行われている。
- 環境省では、広域処理を推進するため、災害廃棄物の放射能濃度の測定結果を基に、広域処理における安全性の考え方、搬出側における安全性の確認方法を整理し、平成23年8月11日に「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」を策定し、福島県、沖縄県を除く45都道府県に通知。

- また、広域処理の受入れを全国の自治体に呼びかけていくため、平成23年10月4日に、「災害廃棄物の広域処理推進会議」を開催。

#### 広域処理の実施状況について

- 平成23年9月30日に、岩手県、東京都、財団法人東京都環境整備公社の3者が「災害廃棄物の処理基本協定」を締結し、東日本大震災に伴う災害廃棄物（岩手県宮古市の混合廃棄物）について、岩手県から東京都への受け入れがスタートすることとなった。

##### <概要>

- ・受入れ期間 : 平成25年度までの3箇年度
  - ・受入れ予定量 : 約50万t
  - ・廃棄物の種類 : 可燃性廃棄物（木くず等）、廃畳、混合廃棄物、焼却灰
  - ・処理方法 : リサイクル、破碎、焼却、埋立
- 東北地域以外での受入れは、全国で初めてのケースとなるもの。今回の取組を契機として、今後その他の地域でも受入れが進み、本格的な広域処理が進んでいくことが期待される。

## 災害廃棄物の広域処理の推進について

(東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインの概要)

- 広域処理にあたっては、受入側において問題なく埋立処分ができるよう、当面の間は、広域処理による災害廃棄物の焼却処理により生じる焼却灰の放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下であることが一つの目安となるものと示した。
- 受入側の理解（安心の観点）を得ることが不可欠であることから、搬出側において一時仮置場で災害廃棄物の放射能濃度の測定、放射能濃度の評価方法、搬出時に災害廃棄物全体の空間線量率の測定を行う等、広域処理を円滑に進めるための考え方、評価方法、確認方法を示した。
- 具体的には、次により岩手県の災害廃棄物の放射性セシウム濃度測定結果を事例に評価方法の検証を実施。

	木質	紙類	繊維類	プラスチック	わら	細塵
陸前高田市	69	38	1,480	510	177	134
宮古市	70.7	ND	ND	42.0	ND	39.6

(単位：Bq/kg ND：検出下限値以下)

- このような災害廃棄物を焼却したときに放射性セシウムが全量飛灰に移行する（濃縮率 33.3 倍）と仮定し、飛灰の濃度を以下のように算出。
  - ・宮古市：2,115Bq/kg　・陸前高田市：4,895Bq/kg
- 「これは、通常の廃棄物と同様に埋立処分が可能となる放射性セシウム濃度の目安 8,000Bq/kg を大きく下回っており、前提としてかなり安全側に仮定を置いた結果であることから、広域処理を行った場合、受入側に対して焼却後の飛灰の保管といった負担をかけることなく、埋立処分ができるものと評価できる。」と整理。